



前田茉美子 議員

在宅介護を評価する仕組みを

質問

介護保険制度の導入から10年目になるが、最近の新聞を見ると、在宅介護を支える家族の悲劇が絶えない。

共働きをする夫婦は多いと思うが、寝たきりの老人を介護するための、家庭内介護は何家族あるか。また、老人介護施設への待機者は何名か。

福祉部長
家庭内介護の家族は205名、介護老人福祉施設の待機者は146名。

世帯の方で、要介護4および5と認定され、サービスを一年間利用しなかつた人に、月額8千300円を支給する制度はある。

現金給付制度は、家族を介護に縛りつけることになり、や経済的な負担などで、在宅家族介護を余儀なくされる。無報酬による24時間の家族介護者にいくらかでも援助することで、精神的肉体的軽減を図れたらと思う。

質問

介護殺人の予防につながる。懸命に在宅介護をしている人が評価されているとはいえない。その行為の価値を認め、金額の大小を問わず、現金給付制度を導入するはどうつか。

福祉部長
現金給付の場合、ケアマネージャーにプランを立てても12万円を支給する。指定業者のサービスを受けていない場合は、家族介護サービスとして12万円支払う。

自己負担額10%、事務手数料5%、計15%を差し引いた残りの10万2千円を家族に支払う。

指定業者を使っている場合、例えば4万円とするとき、手数料を差し引いて6万4千円が手元に残る。こういう制度を作る考えはないか。

質問

仕事をしながらの介護は困難となってくる。家族への思いや経済的な負担などで、在宅家族介護を余儀なくされる。

介護による24時間の家族介護者にいくらかでも援助することで、精神的肉体的軽減を図れたらと思う。

質問

現金給付の場合、ケアマネージャーにプランを立てても12万円を支給する。指定業者のサービスを受けていない場合は、家族介護サービスとして12万円支払う。

福祉部長
介護保険を受ける側ばかりではなく、保険料の方にもはね返していくので、新たなサービスを導入するのは難しい。

これは、少子・高齢化による保険料の増加を結果的に抑えることができる。

現行の介護保険制度を将来的に継続していくためのものだと思うが。

福祉部長
一番危惧をするのは、そのお金が介護のために本当に使われるのかが心配で、現段階では踏み切れない状況。

